

令和 8 年度 大津市立石山小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、石山小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、石山小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	p2
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置	p9
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	p11
	(1) 基本方針、年間計画の見直し	
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画	p11

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・ 児童一人ひとりが規律のある楽しい学校生活に向けて意識を高めていけるよう支援します。 ・ 委員会活動等を通して、安心、安全な学校づくりのために、児童自らできることを考えて取り組み、全校に発信していけるよう支援していきます。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・「心が通う言葉遣い」を意識して、児童がいじめ防止に向けた取組を設定できるように支援します。 ・いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、学級や個人の友だちとの関わりに関する目標を設定し、児童がいじめ防止について考えられるように支援します。
----	----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・学校生活全体を通して、いじめは人権侵害や犯罪行為にあたることなど、いじめはどのような理由があっても許されないことを理解できるような教育を実施していきます。 ・「専門家等によるいじめ問題や人権教育に関する授業」を活用し、いじめがなぜ許されないのか主体的に考えられるようにします。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・インターネット上の嫌がらせもいじめであることを理解させるとともに、専門家や通信事業者等を講師に招いた授業を実施します。また、保護者への参加を呼びかけます。 ・道徳教育や学級活動等において、情報モラルや情報の使い方、インターネットの利用上の心構えについて学べる場を作っていきます。
38	相談することの大切さに関する啓発	・年3回、ふれあい月間を設け、児童一人ひとりと会話する機会を設けます。 ・相談窓口の広報啓発物品の配付を行い等、悩んだ時に相談できる場を伝えるとともに、相談する大切さについても伝えていきます。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・道徳教育では、児童が「いじめは絶対にしてはいけないこと」と感じ、その思いに沿った行動ができるよう指導していきます。 ・いじめ防止の意識がより一層高まるような道徳教育を推進すべく、学年間で教材研究を進めていきます。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・人権週間（12月）において校内人権週間を設定し、全校で人権に関する作文や標語、ポスターなどを制作し、校内での掲示などを通じて、人権の大切さについて考えられる場を作ります。 ・特別支援学級児童の交流にあたり、特別支援についての理解を深めます。

41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・石山スタンダードを用いた授業に取り組み、児童が見通しを持って授業に臨めるように努めます。 ・特別活動を通して、児童が自発的・自治的な学級・学校風土を築けるように支援します。また、対話を意識して一人ひとりの思いが大切にされるように指導します。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・ペア学年を設定し、学習発表や遊び等を通して、異年齢交流の機会を設けていきます。 ・異年齢交流を通して、上学年児童のリーダーシップを育てるとともに、下学年の所属感や上学年への憧れの気持ち高め、よりよい人間関係、学校生活を作り上げられるように支援していきます。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・大津市いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じたいじめ防止等の基本方針を策定します。 ・学校ホームページ等に掲載することで、保護者や地域へ本校のいじめ防止基本方針を周知していきます。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・学校だよりやホームページ、tetoru 配信等を利用して、子ども支援コーディネーターの役割等について地域や保護者の方へ発信し、相談しやすい環境づくりに努めます。 ・学校協力者会議等を利用して、学校で取り組んでいるいじめ防止に向けた様々な取り組みを発信し、周知していきます。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・年度当初や夏季休業中等、全職員に研修を実施し、いじめ防止等の基本的な考え方や学校の対応の流れについて共通理解を図ります。 ・年度初めにホームページにて公開されたいじめ防止基本方針は全職員が熟知し、相談することの大切さについて十分理解できるよう研修を行います。 ・いじめをはじめとした子ども支援に関する知識やスキルの向上を目的とした研修が行えるようにしていきます。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・いじめ防止に向けての方針や職員体制、いじめに関する情報集約の方法については、全職員が理解できるように、年度当初に共通理解を図ります。 ・いじめ防止基本方針に沿って教育活動が進められているか、定期的に振り返ったり、修正を図ったりすることで、教員の組織対応力を培います。

		・ いじめ対策委員会を組織し、職員は情報共有を図ると共に、児童理解を深めます。
--	--	---

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 「Iismの6つのやくそく」を掲示し、学校生活における規律を共通理解できる環境を作ります。また、児童発案のキャラクターを活かすことで、学校生活の規律をわかりやすく理解させたり、全教職員が同じ意識で指導を行ったり、約束事が見える教育環境を整えたりします。 ・ 「ホットスペース」という児童同士がコミュニケーションを取ったり、心を落ち着かせたりする場所を廊下に設置し、安心できる環境を整えます。

＊学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・毎学期に全児童を対象にいじめや学校生活に関するアンケートを行い、児童の現状を把握すると共に、いじめの早期発見に繋がります。 ・調査結果については、教育相談担当等とも情報共有し、より効果のある対策を検討していきます。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・毎学期のアンケートを受けて、担任は児童一人ひとりと個別面談を行います。 ・各学級で日常的に複数の教員が関わり、困りごと等を相談しやすい窓口を増やします。また児童一人ひとりの変容に早期に気づけるよう、複数の教員による見守りを実施できるようにしていきます。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・担当職員は朝の交通見守り、靴箱点検、校内見守りにおいて児童の表情等をよく見ることから、問題の早期発見、早期対応に努めます。 ・いじめが生じやすい10月や11月、学年末に近い2月や3月には、授業の合間や休み時間等の前後の見守りを強化し、安心安全な学校作りを推進します。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・問題発生時には、早期に担任が家庭連絡し、状況説明や指導方針の説明をします。 ・定期的な家庭連絡により、児童の変化に気づけるようにしたり、保護者からの思いに寄り添えるようにしたりします。
60	「こころの健康観察」の実施	・子どもが抱える課題を早期発見するために、4年生から6年生の児童を対象に毎朝「こころの健康観察」を実施します。気になる子どもが入力した「今日の気持ち」の入力状況から、対象の子どもを注意して観察したり、声をかけたりして早期対応に努めます。 ・「SOS」を発信している場合は、その日のうちに話を聞くなど、「SOS」を発信した子どもに対してアプローチします。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・各担任、関係職員からの情報を迅速に受ける体制を整え、整理した情報を共有できるよう集約していきます。 ・管理職を含めたいじめ対策委員会では情報集約の上、指導等の方針を検討し、組織対応に活かします。

		・担当は巡回等において校内の現状を日常的に把握し、情報収集に努めます。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	・学校で把握したいじめの疑い事案については、生徒指導連絡会やいじめ対策委員会で、組織的に情報共有をします。 ・いじめ対策委員会で対応方針の検討を行った上で、迅速に教育委員会に事案概要を報告します。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・中学校区にある保幼小中の教職員で合同研修を行う等、連携を図っていきます。 ・毎月連絡会を開催し、保幼から小へ、小から中へ校園が持つ情報を引き継ぎ、必要な支援を行えるようにします。また、校内での進級時も同様に、適切に情報を引き継ぎ、必要な支援ができる体制を整えます。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
・複数の教員で児童を見守るとともに、児童が困った時には、どの教師でも相談できる環境を整備していきます。
・道徳教育等を通して、困っている友だちに対し、児童自ら自分ができることを考えるとともに、行動に移せるよう指導していきます。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・

加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・ 定期的な開催に加え、学校の教職員がいじめの疑いを把握した場合には、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告し、その後、組織的に対応するための「いじめ対策委員会」を臨時で開催します。 ・ いじめ対策委員会は、担任一人が問題を抱え込むことのないよう、管理職を含めた組織で情報共有を行い、指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定します。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・ いじめ対策委員会で決定した児童の聞き取りや指導は基本複数対応し、児童が安心できる場作りを目指します。 ・ 加害児童への対応として、行為を止めるだけでなく、加害行為を行ってしまった背景を探り、改善すべき課題があれば、それらの課題の改善に向けた支援を行います。
56	インターネット上のいじめへの対応	・ 小学生の時期のスマホやネットに係る事案は保護者管理が必須であり、保護者への協力、連携を求め、対応を進めていきます。 ・ 聞き取りや事実確認では、関係児童の心情に配慮しながら進めます。必要に応じ、関係機関とも連携します。 ・ 再発防止に向けて、児童や保護者に必要な情報教育を提供します。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	・ 重大な事案が発生した際は、被害・加害それぞれの児童、その保護者、他の在籍する児童、教職員等に対するアンケート調査や聞き取り調査等を実施し、事実関係の把握に努めます。

		・ 調査には、被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先に対応を行います。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ 聴き取った内容等、情報が記載されている文書は、公文書として適切な管理を徹底します。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ いじめ事案が生じ、児童への支援・指導を行った場合は、速やかに保護者に連絡し、事実確認できたことや指導方針、今後の支援等について情報共有し、家庭と学校が連携するように努めます。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
・ いじめ事案が生じた場合は、被害者加害者ありきの構図に安易に陥ることなく、児童の気持ちを十分に聞きます。 ・ 週に一度、全職員で生徒指導連絡会を実施し、いじめや不登校等について情報を共有します。 ・ 児童の関係性の立て直しに向けて、より良い支援ができるように組織対応していきます。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（１）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

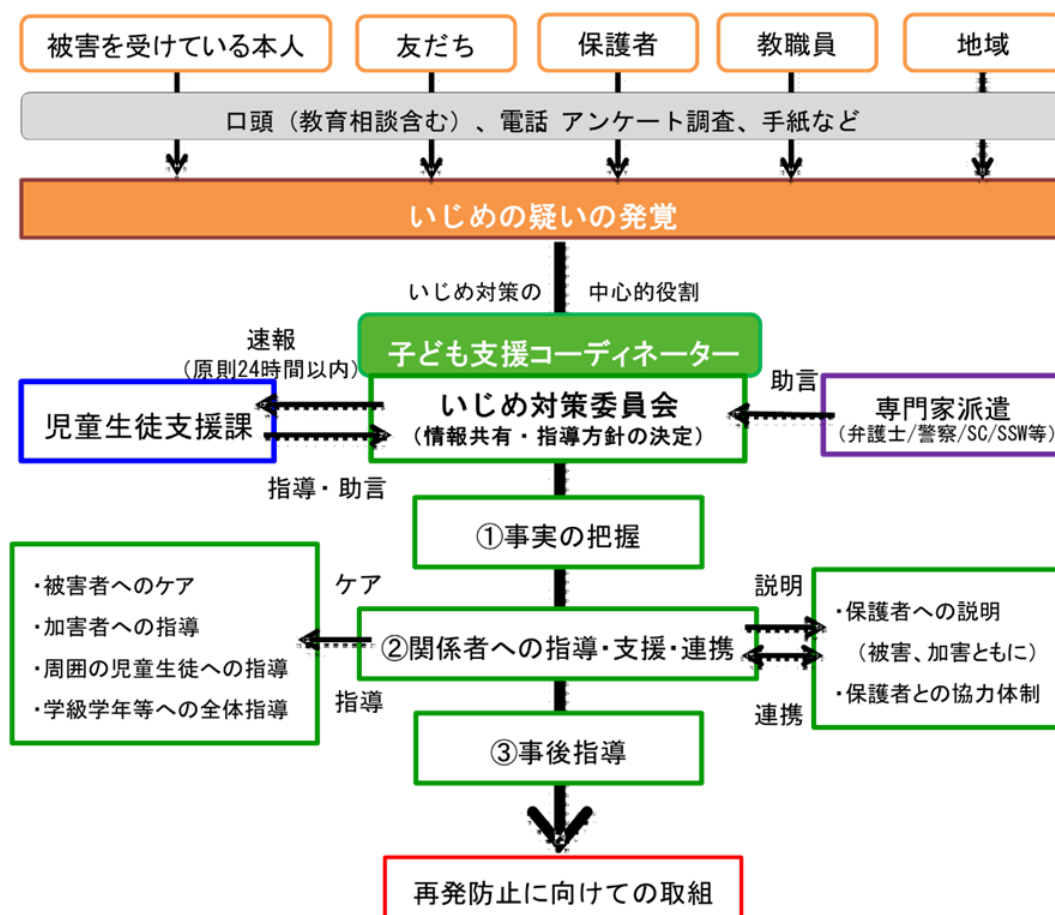
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議・生徒指導部会（①・②・③） 「Iism の6つのやくそく」に関わる生活月目標の取組（①） 個別対応のカルテ作成（①） 個別懇談会（②・④）	・児童理解 ・事案の対応について ・関係機関、地域との引き継ぎ等の連携体制作り
5	個別懇談会（②・④） たてわり活動（①）	
6 ふれあい強化 月間	いじめ防止啓発月間（①・④） 教育相談（②・③） 学校運営協議会（④） 保幼小・小中連絡会（①・④） 弁護士による授業（予定）（①・④）	・児童会を中心にした取組 ・学校生活アンケートの実施 ・児童の個別面談
7	学級懇談会（④）	
8	石山学区研修（①・②・④） いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③）	・事案の対応について ・情報モラル教育に関連した研修
9	個別懇談会（②・④）	
10 ふれあい強化 月間	いじめ防止啓発月間（①・②） たてわり活動（①）	・児童会を中心にした取組 ・学校生活アンケートの実施 ・児童の個別面談

1 1	人権週間に向けた取組 (①) 道徳参観 (①・④) インターネット上のいじめの防止授業 (予定) (①・④)	・児童会を中心にした取組
1 2	人権週間 (①) 学校運営協議会 (④)	
1		
2 ふれあい強化 月間	教育相談 (②・③) ふれあい強化月間 (①・②) 学校運営協議会 (④)	・学校生活アンケートの実施 ・児童の個別面談
3	保幼小・小中連絡会 (①・④)	・関係機関、地域と引き継等の連携体制作り
年間 を通じて	朝のあいさつ運動 (①・②) 校内巡視 (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 生徒指導連絡会 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④